

諮問庁：大学共同利用機関法人人間文化研究機構

諮問日：令和6年9月25日（令和6年（独情）諮問第117号及び同第118号）

答申日：令和7年10月15日（令和7年度（独情）答申第66号及び同第67号）

事件名：特定文書番号の「審査請求に対する決定通知書」に記載された文書の一部開示決定に関する件  
特定文書番号の「審査請求に対する決定通知書」に記載された文書の不開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書1」という。）につき、その一部を不開示とし、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書2」といい、本件対象文書1と併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年8月9日付け人文機総第37号及び同第38号により大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。また、意見書については、諮問庁に閲覧させることは適当ではない旨の意見が提出されているため、その内容は記載しない。

##### （1）原処分1

当該処分は以下の点において違法又は不当である。

不開示とされた部分の全部が不開示とされるべき情報であることはあり得ない。

##### （2）原処分2

当該処分は以下の点において違法又は不当である。

不開示とされた部分の全部が不開示とされるべき情報であることはあ

り得ない。

例えば、懲戒処分書や処分説明書における懲戒処分の内容及び理由、発令日、懲戒処分の量定等は特定年月日 A 付けで公開されている。

### 第 3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

本件開示請求は、機構が開示請求者に特定年月日 B 付けで通知した「審査請求に対する決定通知書」に記載されている 26 の法人文書の開示を求めるものである。

これに対し、機構は、法 8 条に該当するとし、開示請求を拒否する原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、（中略）原処分を取り消すことを求める審査請求が行われた。

機構は、開示請求を拒否した原処分を維持することが適当であると考え、総務省情報公開・個人情報保護審査会に諮問したところ、「本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法 5 条 1 号に該当するとし、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当せず、本件対象文書の存否を明らかにして改めて開示決定等をすべきである」との答申を受けた。

これを受け、機構は、原処分を取り消し、改めて令和 6 年 8 月 9 日付けで開示決定及び不開示決定（原処分）を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和 6 年 8 月 15 日付け（同年 8 月 26 日受付）で原処分を取り消すことを求める審査請求が行われた。

#### 2 開示請求者の主張に対する見解

機構が行った原処分については、維持することが適当であるとする。

#### 3 理由

##### （1）原処分 1

「開示決定通知書」では、「審査請求に対する決定通知書」に記載されている 11 の法人文書（別紙の 1（1）に掲げる各文書）について、不開示情報を除き部分開示を行った。令和 6 年 8 月 15 日付けの審査請求を受け、機構内で改めて確認を行ったが、不開示とした部分については、「開示決定通知書」に記載した理由のとおり、不開示情報である法 5 条 1 号前段（個人に関する情報）若しくは法 5 条 4 号柱書及び同号へ（当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ）に該当し、妥当であるとする。

##### （2）原処分 2

「不開示決定通知書」では、「審査請求に対する決定通知書」に記載されている 14 の法人文書（別紙の 1（2）に掲げる各文書）について不開示の決定を、1 の法人文書（本件対象文書 2）について文書不存在

のため不開示の決定を行った。令和6年8月15日付けの審査請求を受け、機構内で改めて確認を行ったが、不開示とした判断については、「不開示決定通知書」に記載した理由のとおり、不開示情報である法5条1号前段（個人に関する情報）若しくは法5条4号柱書及び同号へ（当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ）に該当し、かつ部分開示を行う余地はなく、妥当であると考ええる。また、文書不存在のため不開示とした判断についても妥当であると考ええる。

なお、審査請求人は、「不開示決定通知書」に対する審査請求の理由において「例えば、懲戒処分書や処分説明書における懲戒処分内容及び理由、発令日、懲戒処分の量定等は特定年月日A付けで公開されている。」と述べているが、特定年月日B付け「審査請求に対する決定通知書」に記載される法人文書には、審査請求人が示すような特定の懲戒処分を指す記述はなく、当該審査請求の理由によって、上記の機構の判断を左右するものではない。

上記のとおり、原処分は妥当であると考えているが、本判断について諮問させていただきたい。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- |             |                                        |
|-------------|----------------------------------------|
| ① 令和6年9月25日 | 諮問の受理（令和6年（独情）諮問第117号及び同第118号）         |
| ② 同日        | 諮問庁から理由説明書を収受（同上）                      |
| ③ 同年10月9日   | 審議（同上）                                 |
| ④ 同年11月12日  | 審査請求人から意見書を収受（令和6年（独情）諮問第118号）         |
| ⑤ 令和7年9月18日 | 本件対象文書の見分及び審議（令和6年（独情）諮問第117号及び同第118号） |
| ⑥ 同年10月8日   | 令和6年（独情）諮問第117号及び同第118号の併合並びに審議        |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書1の一部を法5条1号並びに4号柱書き及びへに該当するとして不開示とし、本件対象文書2を保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分 of 取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書 1 の見分結果を踏まえ、本件対象文書 1 の不開示部分の不開示情報該当性及び本件対象文書 2 の保有の有無について検討する。

## 2 本件対象文書 1 の不開示部分の不開示情報該当性について

### (1) 法 5 条 1 号本文前段該当性について

#### ア 特定個人の個人に関する情報について

(ア) 当審査会において本件対象文書 1 を見分したところ、全部不開示とされた別紙の 1 (2) に掲げる各文書及び一部開示とされたもののうち文書 1 - ①ないし⑤及び文書 2 - ①、⑤、⑫のいずれの文書にも、機構の特定組織における特定個人の懲戒処分を含む内容等に関して審議された情報や特定個人宛てに通知された情報が記載されており、それぞれの不開示部分には、特定個人の氏名及び当該個人に関する諸情報（当該個人が行った内容、それに対する評価等）が一体として記載されていると認められることから、当該部分は、法 5 条 1 号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別するものに該当すると認められる。

(イ) 当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、懲戒処分を行ったことは公表しているが、懲戒処分の対象となった職員の氏名や、処分に至るまでの審議内容等の情報は公にしておらず、公にする予定もない旨説明する。当該諮問庁の説明につき、これを覆すに足る事情は見当たらないことから、当該部分は法 5 条 1 号ただし書イに該当するとは認められず、また、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

(ウ) 法 6 条 2 項による部分開示の検討を行うと、特定個人の氏名が記載された部分は個人識別部分であり、同項による部分開示の余地はなく、その余の部分についても、個人識別部分を除く部分であるとしても、当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、当該部分を公にすると、一定の関係者においては、特定個人が誰であるかを知る手掛かりとなる旨説明するところ、当該説明は否定し難く、当該個人の権利利益が害されるおそれがないとまでは認められず、同項による部分開示をすることはできない。

(エ) よって、当該部分は、法 5 条 1 号に該当すると認められ、同条 4 号柱書き及びへについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

#### イ 特定個人以外の個人の氏名及び研究教育職員の人事選考に係る審議内容について

(ア) 当審査会において上記アで判断した部分を除く本件対象文書 1 を

見分したところ、文書 1－②及び③の出席者欄等に記載された個人の氏名並びに文書 2－⑥の審議事項において、個人の氏名及び当該個人に関する人事選考内容が一体として記載された部分が不開示とされていると認められ、当該各部分は、法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当すると認められる。

(イ) 当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、不開示とした部分のうち、出席者の氏名が記載された部分については、機構の職員ではない当該出席者については当該会議に出席したことを公にしておらず、公にする予定もないものであること、また、不開示とした審議内容についても、機構職員に採用された個人に関する情報であり公にしている事実はなく、公にする予定もないものである旨説明するところ、当該説明に不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められないことから、当該部分は法 5 条 1 号ただし書イに該当するとは認められない。また、当該部分が同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められず、いずれも個人識別部分であると認められることから、法 6 条 2 項による部分開示の余地はない。

(ウ) よって、当該部分は、法 5 条 1 号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当である。

(2) 法 5 条 4 号柱書き該当性について

ア 当審査会において上記 (1) で判断した部分を除く本件対象文書 1 を見分すると、懲戒審査委員会の委員の氏名、懲戒委員会の委員の氏名及び所属並びに機構の所長印の印影が法 5 条 4 号柱書き及びへに該当するとして不開示とされていることが認められる。

また、当該部分について、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

(ア) 懲戒審査委員会や懲戒委員会の委員の氏名（所属を含む。）は、公表している情報ではなく、氏名等が公になった場合、当該各委員会における審議及び検討の内容等に不満を抱く者から、委員がいわれのない批判や中傷等を受けるおそれがあり、そうすると、今後、委員を引き受ける者がいなくなってしまうおそれがあるなど、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(イ) 機構の所長印は、職員の任免や権利・義務に関する限られた書類で使用している。印影を公にした場合、印影が複製等されることにより、認証機能が損なわれてしまい、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

イ 当該部分を公にすることにより生じる「おそれ」に係る上記アの諮問庁の説明に不自然・不合理な点は認められず、これを否定し難い。

よって、当該部分は法5条4号柱書きに該当すると認められるので、同号へについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 本件対象文書2の保有の有無について

- (1) 当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

本件対象文書2は、特定役職取消についての辞令及び説明書であるが、特定時点において、特定役職への昇任については辞令が交付（作成）されていなかったことから、降任の辞令についても発せられる事情は認められない。よって、本件対象文書2は作成していない。

- (2) 機構における人事に関する諸規程に鑑みると、上記(1)の諮問庁の説明に不自然・不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、機構において本件対象文書2を保有しているとは認められない。

4 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書1につき、その一部を法5条1号並びに4号柱書き及びへに該当するとして不開示とし、本件対象文書2につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、本件対象文書1につき不開示とされた部分は、同条1号及び4号柱書きに該当すると認められるので、同号へについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であり、本件対象文書2につき、機構においてこれを保有しているとは認められず、これを保有していないとして不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 石川千晶、委員 磯部 哲

## 別紙

### 1 本件対象文書 1

#### (1) 一部開示文書

- 文書 1－① 特定年度 8 回センター会議（第 3 6 9 回）議事要旨
- 文書 1－② 特定組織運営会議（第 6 1 回）議事要旨
- 文書 1－③ 特定組織運営会議（第 6 2 回）議事要旨
- 文書 1－④ 特定事項に係る再審査結果について（通知）
- 文書 1－⑤ 特定事項に係る再々審査結果について（通知）
- 文書 2－① 特定年度第 1 回調整会議（第 3 6 2 回）議事メモ
- 文書 2－⑤ 研究教育職員の懲戒事由の存在について（報告）
- 文書 2－⑥ 特定組織運営会議（第 6 0 回）議事要旨
- 文書 2－⑫ 懲戒事由に係る調査及び審査結果について（報告）機構長宛て鑑文
- 文書 2－⑯ 研究教育職員等懲戒委員会委員名簿
- 文書 2－⑰ 懲戒委員会における審議結果について（報告）機構長宛て鑑文

#### (2) 全部不開示文書

- 文書 2－② 特定組織 特定内容等に関する調査委員会（第 1 回）議事メモ
- 文書 2－③ 特定組織 特定内容等に関する調査委員会（第 2 回）議事メモ
- 文書 2－④ 特定組織 特定内容等に関する調査委員会（第 3 回）議事メモ
- 文書 2－⑦ 特定組織 懲戒審査委員会（第 1 回）議事メモ
- 文書 2－⑧ 懲戒審査事由説明書
- 文書 2－⑨ 特定組織 懲戒審査委員会（第 2 回）議事メモ
- 文書 2－⑩ 特定組織 懲戒審査委員会（第 3 回）議事メモ
- 文書 2－⑪ 懲戒事由に係る調査及び審査結果について（報告）特定組織所長宛て鑑文及び本文
- 文書 2－⑬ 特定年度第 1 回人間文化研究機構研究教育職員等懲戒委員会議事概要
- 文書 2－⑭ 特定年度第 2 回人間文化研究機構研究教育職員等懲戒委員会議事概要
- 文書 2－⑮ 特定年度第 3 回人間文化研究機構研究教育職員等懲戒委員会議事概要
- 文書 2－⑰ 人間文化研究機構研究教育職員等懲戒委員会審議結果報告書
- 文書 3－① 懲戒処分書
- 文書 3－② 処分説明書

### 2 本件対象文書 2

- 文書 1－⑥ 特定役職取消についての辞令及び説明書